栃木市こども医療費助成制度における対象年齢拡大について

１　概要

こども医療費助成制度は、病気や怪我で健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を助成する制度で、本市においては、中学３年生（１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者）を対象に「現物給付」により実施している。

助成対象を高校３年生（１８歳に達した日以後最初の３月３１日までの間にある者）まで拡大することにより、子育て世帯の負担を軽減し、更なる子育て環境の向上を図る。

２　拡大対象者

高校１年生～高校３年生（１８歳に達した日以降、最初の３月３１日まで）

対象者数　　４，１５６人

３　助成内容

（１）開始時期　　令和５年１月（令和５年１月診療分）から

（２）対象医療費　　健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）

（３）助成方法　　現物給付方式（栃木県内の医療機関）

※県外医療機関で受診した場合は、償還払いになります。

４　県内の実施状況

（令和４年４月１日現在）

対　象	市　町　名
高校３年生まで 【１４市町】	宇都宮市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市 那須塩原市、さくら市、下野市、芳賀町 壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町
中学３年生まで 【１１市町】	足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市 那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町 市貝町、那珂川町

５　今後のスケジュール

令和４年９月下旬　　…市民の皆様、医療機関など関係機関へ周知

令和４年１０月上旬　…対象者あて登録勧奨通知発送

登録申請受付開始

令和４年１２月下旬　…対象者へ「こども医療費助成受給資格者証」を送付

令和５年１月～　　…高校３年生までの助成対象拡大の開始

【問合せ】
生活環境部　保険年金課
担当：島田、村上
TEL:0282－21－2136